

中間市告示第54号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月厚生省/建設省告示1号)別表第1号に規定する区域を次のように定める。

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、中間市長が指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、次に掲げる区域

- 1 指定地域のうち、第1種区域(別添図面において緑色で着色した区域)、第2種区域(別添図面において黄色で着色した区域)及び第3種区域(別添図面において桃色で着色した区域)
  
- 2 指定地域のうち、第4種区域(別添図面において青色で着色した区域)であって、次に掲げる施設の周囲概ね80メートルの区域内
  - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
  - ロ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
  - ハ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
  - ニ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
  - ホ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム(別添図面は省略し、当該図面は、中間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

平成24年4月1日

中間市長 松下 俊男